

法定相続分の詳細【相続人が配偶者だけの場合】

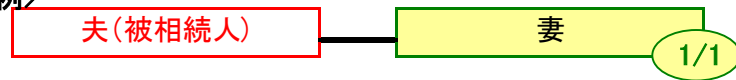
【前提事項】

まず法定相続人が誰であるのかを知る必要がありますがここでは、相続人についての説明は割愛します。
詳細は、” < 1. 相続手続きの流れ > c. 誰が相続人かを調べる<補足>★相続人とは” をご参照下さい。

【法定相続分】

相続人が配偶者だけの場合の法定相続分は
・「配偶者」が100% (1/1) となります。

<例>



[解説]

・ 相続人は妻しかいないかつ妻は一人しか持てないので、妻100% (1/1) となる。